

競争参加停止措置の概要

- 競争参加停止措置業者名：株式会社建設エンジニアリング
業者の住所：東京都千代田区神田佐久間町3-15
- 競争参加停止措置期間： 2024年 1月24日～ 2024年 2月6日
(2週間)
- 事 実 概 要：
株式会社建設エンジニアリングは、当社発注の「京橋その他大規模更新事業促進業務（2023年度）」において、管理技術者を専任としているにも関わらず、他業務の照査技術者として登録し、兼任していた。
- 競争参加停止措置理由：
株式会社建設エンジニアリングが当社発注の「京橋その他大規模更新事業促進業務（2023年度）」において、管理技術者を専任としているにも関わらず他業務の照査技術者として登録し兼任していたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止要領」別表第1第4号（契約違反）に該当するため。

<競争参加停止要領 別表第1>

措 置 要 件	期 間
1～3 略	
4 第2号に掲げる場合のほか、会社発注工事等の施行に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内
5～8 略	